

高圧ガス保安法令関係通達集 改訂版

【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。訂正箇所は、下線で示しました。訂正のうえ、ご使用ください。

頁、該当箇所	正	誤
P.58 15. (3行目)	の細目を定める <u>告示</u> (平成9年3月17日～	の細目を定める <u>件</u> (平成9年3月17日～
P.68 第49条関係 (1) (3行目)	の細目を定める <u>告示</u> (平成9年3月17日～	の細目を定める <u>件</u> (平成9年3月17日～
P.68～69 第51条関係 (1) (2)	「法第24条の3第1項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する～	<p>(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第16条第22号の規定に基づく検査をバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件 (平成9年3月17日通商産業省告示第127号) で定めるところにより行うため、又はバルク貯槽の廃棄のために、液化石油ガスを入れたバルク貯槽を移動する場合は、バルク貯槽を充てん容器等と取り扱うものとし、液化石油ガス保安規則第49条に掲げる技術上の基準等を適用する。</p> <p>(2) 「法第24条の3第1項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する～ (この欄については下線部を消す)</p>